

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

広島国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までのうちの1か月の国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から52年3月までのうちの1か月
私は、平成20年1月に、国民年金を満額にするためには、あと10か月分足りないと思い、市役所に国民年金の任意加入の手続に行ったら、あと11か月分足りないことがわかった。昭和51年9月に会社を退職後、翌10月から国民年金に加入し、自宅に来ていた集金人に同居の姉と一緒に3か月分ごとに国民年金保険料を納付していた。姉の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料のみが1か月分未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和51年10月以降における昭和51年度の加入期間6か月のうち、5か月分の国民年金保険料の納付記録は確認できるが、社会保険事務所では、関係資料が残存しないため、1か月分の未納月を特定することはできないとしており、また、社会保険庁では、年度内の一部期間のみが未納となっている記録等は特殊台帳として保管しなければならないが、申立人に係る特殊台帳は存在しておらず、同年度の保険料はすべて納付済みと記録されていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間は保険料を完納しており、申立期間当時同居し、常に一緒に国民年金保険料を集金人に納付していたとするその姉は厚生年金保険の切替手続を適正に行い、国民年金保険料も完納していることから、納付意識の高い姉妹であったことがうかがえる上、申立人及びその姉がそれぞれ所持している昭和52年1月から同年3月までの期間

及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料領収証書は、保険料納付年月日、領収取扱者氏名印も同一であることから、申立人が主張するとおり、申立人及び同居の姉と一緒に保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、当時、国民年金の保険料は3か月ごとの納付であり、その姉が昭和51年10月から同年12月までの3か月分の領収証書を所持していることから、申立人のみが、このうちの2か月分しか納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月及び同年8月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月及び同年8月

私は、平成15年度の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、平成15年7月に、同年7月分から16年6月分までの保険料の申請免除の手続を行うため、市役所へ行った。その時に、15年度分の国民年金保険料全額免除の申請書を確かに提出したはずであるが、全額免除期間の始期が同年9月からとされており、7月分及び8月分の保険料が全額免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年1月に最終事業所を退職後、同年2月1日に国民年金被保険者資格を取得し、平成12年度以降は、申立期間を除き、毎年度、国民年金保険料の納付書が自宅に送付され次第、直ちに、市役所で免除申請手続を行っており、申立人は、申立期間当時、免除申請手続について熟知していたものと認められることから、申立期間についても同様に15年7月中に免除申請手続を行ったと考えるのが自然である上、申立期間以前の12年に身体障害者手帳の交付を受け、障害により仕事に就くことができなかつたため、国民年金保険料の免除申請の必要性を強く認識していたことが推認できることから、申立期間のみ失念して免除申請書の提出が遅れたとは考え難い。

また、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。